

水道料金表

用途	用途別	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)	超過水量 (m ³)	1m ³ あたりの 超過料金(円)
セ	専用家事用	8	802	9~20	159
				21~30	181
				31~50	197
				51以上	219
キ	共同家事用	8	681	9~20	159
				21~30	181
				31以上	197
カ	会社 官公署 営業その他	15	2,858	16~30	229
				31~50	263
				51~200	308
				201~500	320
				501以上	365
ユ	湯屋用	200	14,797	201以上	121
ト	特殊用	4	1,484	5以上	422

メーター使用料

口径(mm)	料金(円)
13	89
20	168
25	224
40	336

※上記の表には消費税等は含まれていません。

水道料金は、メーターにより軽量した水量に基づき、基本料金と超過料金及びメーター使用料の合計額に、100分の108を乗じて得た額となっています。

ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てます。

◎料金計算について

1) 2ヶ月に1度、奇数月にメーターの検針を行い、使用水量を2等分します。このとき端数が生じた場合は偶数月に加算します。

(例) 5月に検針した際の使用水量が47m³の場合

4月分の使用水量が24m³、5月分の使用水量が23m³となります。

2) 算定した使用水量により上水道料金を計算します。

(水道料金計算例)

メーター口径20mmで専用家事用1ヶ月の使用水量が24m³の場合

$$\begin{aligned}
 & \text{[基本料金]} + \left[\begin{array}{ccc} & \text{超過料金} & \\ \text{(8m}^3\text{)} & \text{9~20m}^3\text{(12m}^3\text{)} & \text{21~30m}^3\text{(4m}^3\text{)} \end{array} \right] + \text{[メーター使用料]} \times 108 / 100 \\
 & \{ 802\text{円} + (159\text{円} \times 12\text{m}^3) + (181\text{円} \times 4\text{m}^3) + 168\text{円} \} \times 108 / 100 \\
 & = 3,890\text{円 (10円未満切捨て)}
 \end{aligned}$$

◎お問い合わせ

田尻町 事業部 上下水道課
TEL 072-466-5012